

役員報酬規程

令和2年3月6日

社会福祉法人 成光福社会

神奈川県座間市緑ヶ丘四丁目20番21号

社会福祉法人 成光福社会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人成光福社会の役員等の報酬について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(無報酬の原則)

第3条 役員は無報酬とする。

2 評議員等は無報酬とする。

(改正)

第4条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、令和2年3月6日より施行する。

以上